

埼玉純真短期大学と埼玉県立誠和福祉高等学校との
高大連携に関する協定書

埼玉純真短期大学（以下「大学」という）と埼玉県立誠和福祉高等学校（以下「高校」という）は、相互の教育に係る交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容の理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図るために、次のとおり協定する。

1. 大学と高校は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。
2. 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。
 - ① 大学の授業科目への高校生の受け入れ
 - ② 大学教員による高校生の受け入れ講義
 - ③ 大学教員による高校への出張講義
 - ④ 教育についての情報交換及び交流
 - ⑤ その他、双方が協議し同意した事項
3. 教育交流・連携活動の具体的内容と運営については、覚書を取り交わす。
4. この協定は、平成26年12月22日をもって発効し、有効期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに、大学又は高校のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとする。以後も、この例による。
5. この協定に基づく活動を円滑に進めるために、高校および大学との高大連携を実施する高校の代表者によって構成する埼玉純真短期大学高大連携協議会（以下「協議会」という）を設置し、その事務局を大学に置く。
6. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、協議会でその都度協議し、解決する。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保管する。

平成26年12月22日

埼玉純真短期大学

学長

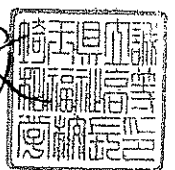
藤田 利



埼玉県立誠和福祉高等学校

校長

後藤 修文



埼玉純真短期大学教員による埼玉県立誠和福祉高等学校生徒への
受け入れ講義及び出張講義に関する覚書

埼玉純真短期大学（以下「大学」という）と埼玉県立誠和福祉高等学校（以下「高校」という）は、「埼玉純真短期大学と埼玉県立誠和福祉高等学校との高大連携に関する協定書」（以下「協定書」という）に基づき、大学教員による高校生徒への受け入れ講義及び出張講義についてこの覚書を取り交わす。

（受け入れ講義及び出張講義）

第1条 大学は、高校の要望に基づき、大学教員による受け入れ講義及び出張講義を行う。

（受け入れ講義及び出張講義の回数）

第2条 受け入れ講義及び出張講義の回数は、原則として一高校あたり年間6コマを上限とする。

（受け入れ講義及び出張講義の決定及び高校への通知）

第3条 大学は、次年度に実施可能な講義の担当者、科目等を決定し、所定の時期までに高校に通知する。

（大学への希望通知）

第4条 高校は、前条に基づき、高校のカリキュラムにおける大学の受け入れ講義、出張講義の位置づけ、受け入れ講義、出張講義の時間数、時期、受講予定者等を決定し、所定の時期までに大学に通知する。

（受け入れ講義、出張講義計画の決定）

第5条 大学は、高校との協議により、第2条の範囲内で調整のうえ受け入れ講義、出張講義計画を決定する。

（費用の取扱い）

第6条 受け入れ講義、出張講義に係る費用は、大学が負担する。

（有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、平成26年12月22日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに大学又は高校のいずれか一方から異議のないときは、この覚書はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項については、協定書第5項に定める協議会においてその都度協議するものとする。

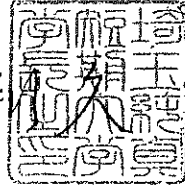
この覚書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保管する。

平成26年12月22日

埼玉純真短期大学

学長

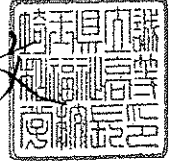
藤田 千



埼玉県立誠和福祉高等学校

校長

後藤 修次



埼玉純真短期大学と埼玉県立進修館高等学校との
高大連携に関する協定書

埼玉純真短期大学（以下「大学」という。）と埼玉県立進修館高等学校（以下「高校」という。）は、相互の教育に係る交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容の理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図るために、次のとおり協定する。



1. 大学と高校は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。
2. 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。
 - ① 大学の授業科目への高校生の受け入れ
 - ② 大学教員による高校生の受け入れ講義
 - ③ 大学教員による高校への出張講義
 - ④ 教育についての情報交換及び交流
 - ⑤ その他、双方が協議し同意した事項
3. 教育交流・連携活動の具体的内容と運営については、覚書を取り交わす。
4. この協定は、平成27年2月4日をもって発効し、有効期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了までの3月前までに、大学又は高校のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとする。以後も、この例による。
5. この協定に基づく活動を円滑に進めるために、高校および大学との高大連携を実施する高校の代表者によって構成する埼玉純真短期大学高大連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その事務局を大学に置く。
6. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、協議会でその都度協議し、解決する。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保管する。

平成27年2月4日

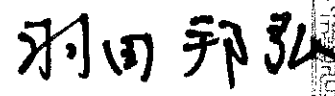

埼玉純真短期大学

学長

埼玉県立進修館高等学校

校長

埼玉純真短期大学教員による埼玉県立進修館高等学校生徒への
受入れ講義及び出張講義に関する覚書

埼玉純真短期大学（以下「大学」という。）と埼玉県立進修館高等学校（以下「高校」という。）は、「埼玉純真短期大学と埼玉県立進修館高等学校との高大連携に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、大学教員による高校生徒への受け入れ講義及び出張講義についてこの覚書を取り交わす。

（受け入れ講義及び出張講義）

第1条 大学は、高校の要望に基づき、大学教員による受け入れ講義及び出張講義を行う。

（受け入れ講義及び出張講義の回数）

第2条 受け入れ講義及び出張講義の回数は、原則として一高校あたり年間6コマを上限とする。

（受け入れ講義及び出張講義の決定及び高校への通知）

第3条 大学は、次年度に実施可能な講義の担当者、科目等を決定し、所定の時期までに高校に通知する。

（大学への希望通知）

第4条 高校は、前条に基づき、高校のカリキュラムにおける大学の受け入れ講義、出張講義の位置づけ、受け入れ講義、出張講義の時間数、時期、受講予定者等を決定し、所定の時期までに大学に通知する。

（受け入れ講義、出張講義計画の決定）

第5条 大学は、高校との協議により、第2条の範囲内で調整のうえ受け入れ講義、出張講義計画を決定する。

（費用の取扱い）

第6条 受け入れ講義、出張講義に係る費用は、大学が負担する。

（有効期間）

第7条 この覚書の有効期間は、平成27年2月4日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了までの3月前までに大学又は高校のいずれか一方から異議のないときは、この覚書はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項については、協定書第5項に定める協議会においてその都度協議するものとする。

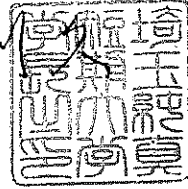
この覚書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保管する。

平成27年2月4日

埼玉純真短期大学

学長

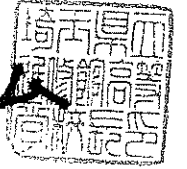
春日 利



埼玉県立進修館高等学校

校長

羽田 邦弘



埼玉純真短期大学と埼玉県立羽生第一高等学校との
高大連携に関する協定書

埼玉純真短期大学（以下「大学」という）と埼玉県立羽生第一高等学校（以下「高校」という）は、相互の教育に係る交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容の理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図るために、次のとおり協定する。

- 1 大学と高校は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。
- 2 教育交流・連携の内容は、次のとおりである。
 - (1) 大学の授業への高校生の受け入れ (WEEKDAY CAMPUS VISIT)
 - (2) 大学教員による高校への出張授業
 - (3) 教育についての情報交換及び交流
 - ①大学・高校相互の公開授業への参加
 - ②大学教員による高校教員向け研修会の実施（発達障害等）
 - ③教育相談が必要な生徒への対応に対する指導・助言
 - (4) その他、双方が協議し同意した事項
- 3 教育交流・連携活動の具体的内容と運営については、覚書を取り交わす。
- 4 この協定は、平成27年11月25日をもって発効し、有効期限は、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに、大学または高校のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとする。以後もこの例による。
- 5 この協定に基づく活動を円滑に進めるために、大学および大学との高大連携を実施する高校の代表者によって構成する埼玉純真短期大学高大連携協議会（以下「協議会」という）を設置し、その事務局を大学に置く。
- 6 この協定に定めない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、協議会でその都度協議し、解決する。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保管する。

平成27年11月25日

埼玉純真短期大学

埼玉県立羽生第一高等学校

学長

森田 利



校長

川田 尚



埼玉純真短期大学教員による埼玉県立羽生第一高等学校生徒への
受け入れ講義および出張講義に関する覚書

埼玉純真短期大学（以下「大学」という）と埼玉県立羽生第一高等学校（以下「高校」という）は、「埼玉純真短期大学と埼玉県立羽生第一高等学校との高大連携に関する協定書」（以下「協定書」という）に基づき、大学教員による高校生への受け入れ講義および出張講義についてこの覚書を取り交わす。

（受け入れ講義および出張講義）

第1条 大学は、高校の要望に基づき、大学教員による受け入れ講義および出張講義を行う。

（受け入れ講義および出張講義の回数）

第2条 受け入れ講義および出張講義の回数は、原則として一高校あたり年間6コマを上限とする。

（受け入れ講義および出張講義の決定および高校への通知）

第3条 大学は、次年度に実施可能な講義の担当者、科目等を決定し、所定の時期までに高校に通知する。

（大学への希望通知）

第4条 高校は前条に基づき、高校のカリキュラムにおける大学の受け入れ講義、出張講義計画を決定する。

（受け入れ講義、出張講義計画の決定）

第5条 大学は、高校との協議により、第2条の範囲内で調整のうえ受け入れ講義、出張講義計画を決定する。

（費用の取り扱い）

第6条 受け入れ講義、出張講義に係る費用は、大学が負担する。

（有効期限）

第7条 この覚書の有効期限は、平成27年11月25日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに大学または高校のいずれか一方から異議のないときは、この覚書はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項については、協議書第5項に定める協議会においてその都度協議するものとする。

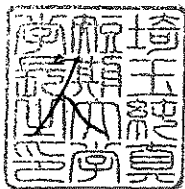
この覚書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保管する。

平成27年11月25日

埼玉純真短期大学

学長

利田 毅



埼玉県立羽生第一高等学校

校長

川田 尚

